多民族国家プラジルにおける法務通訳・翻訳

宣誓翻訳人制度に関する考察を中心に

法学研究科博士前期課程 岩井智美 法学科中原しおり 法学科福田友紀子

まえがき

大阪大学は、学生の積極性と企画力・実行力の向上を期するため、「学生海外研修助成事業」を実施している。これは、自発的に結成された学生グループに対し、自らの企画によって海外で交流・研修活動を行う機会を与えるものであり、助成を受けるグループは、本学と学生交流覚書を締結している海外の大学等で、現地の学生グループとの交流・研修活動を行うことが求められる。

平成23年度、マルセロ・デ・アウカンタラ講師の助言を得て、法学研究科・法学部の学生グループが出したブラジルでの研修の企画が、前年度に引き続いて採択された。ともに大陸法系の法制度をもちながら、アメリカ合衆国の強い影響を受けている日伯両国の、法学分野における研究協力には大きな可能性がある。大阪大学の法学研究科・法学部はブラジルの大学法学部との緊密な関係の構築を重視しており、平成20年から翌年にかけて、リオ・デ・ジャネイロ州立大学、サンパウロ大学という二つの名門州立大学の法学部と協定を結び、交流を進めている。今回の学生グループの受入れもその一環として実現したものである。

今回、法学研究科・法学部のグループは法務通訳・翻訳を研修のテーマとして取り上げた。人の移動が活発化している今日、法務通訳・翻訳、特に司法通訳の問題はきわめて重要なものとなっている。異なった文化的背景をもった人々が安心して暮らせる社会の実現は、わが国にとって焦眉の課題である。移

民受入れに関しては異なった選択肢がありうるにしても、非正規滞在の外国人も含め、すべての人が正当な法的取扱いを受けることの重要性については議論の余地がない。公正な刑事司法を実現する上で、日本語に習熟しない被告人に対して適切な配慮を与えることの必要性もまた、明らかであると言えよう。

本レポートは刑事司法分野の日本とブラジルの相互理解を深める上で重要な情報を含んでおり、日伯交流のために十分に活用されるべきものである。法学研究科・法学部の学生グループがこれまで必ずしも注目されてこなかったテーマに果敢に取り組み、このような成果を挙げたことはまことに喜ばしいことであり、今後もこのような企画が継承され、法学研究科・法学部のよき伝統になることを願っている。

大阪大学大学院法学研究科長 大阪大学法学部長 竹 中 浩

私たちは、大阪大学海外助成研修の一環で、同テーマの下、ブラジルのサンパウロ、リオデジャネイロを拠点に10日間の海外研修を行った。以下、研修内容について簡単に報告したい。

昨今、我が国において司法通訳人の資格制度化を始めとして、さまざまな問題が取りざたされている。外国の制度紹介や比較研究も見受けられるが、本研修では、先行研究の乏しく、また、「宣誓翻訳人(Tradutor Juramentado)」という興味深い制度が存在するブラジルの法務通訳・翻訳の現状を我が国の現状と比較調査することを目的とした。翻訳人としての資格をもつ、日本生まれ1世でサンパウロに事務所を構える大原毅弁護士や検事・弁護士としての経歴もある日系2世山本徹判事(サンパウロ連邦裁判所)への聞き取り調査、翻訳された文書などが取り扱われる公証役場の見学、さらにブラジルの警察組織を知るという意味もかねて、連邦警察の入国管理部門、州文民警察、州軍警察の観光警察をそれぞれ訪れた。サンパウロ大学法学部二宮正人教授、リオデジャネイロ州立大学ホセ・マルコス・ドミンゲス(José Marcos Domingues)教授、両大学の学生、サンパウロの豊田オスカル弁護士らの協力により、参考文献の入手や諸機関の見学をスムーズに行うことができた。

前述したように、ブラジルには、日本にはない翻訳・通訳の公式な認定制度 がある。それがテーマで掲げた「宣誓翻訳人」であるが、研修を通してほぼ同 義語の「公証翻訳人及び商業通訳人(Tradutor Público e Intérprete Comercial)」の 方がより一般的に使用されていることがわかったので、以後こちらを使うこと とする。この「公証翻訳人及び商業通訳人(以下「公証翻訳人」)」というのは、 全国的に公証翻訳人及び商業诵訳人の業務を取り締まる現行法令(1943年10月 21日付法第13.609号/Decreto n. 13.609 de 21 de outubro de 1943) により完められた資 格で、この職にある者は、公証翻訳人としても通訳としても活動でき、通訳と しては商業分野に限らず民事訴訟なども含むあらゆる分野での通訳を行うこと ができる。まず、公証翻訳人となるには、ブラジル人でなければならず、通 訳・翻訳を行おうとする言語の認定試験に合格し、居住する州の商業登記所に 登録されなければならない。複数言語で登録されるためには各々の言語での合 格を要するが、何カ国語でも登録可能である。また、この試験に1度合格すれ ば、更新等は不要で、その地位は永久に維持される。試験は各州の商業登記所 が増昌の必要があるときにのみ公示して行われるため、不定期の実施である。 募集についても試験についても各州の商業登記所に委ねられているため、試験 問題も州ごとに異なるが、一般的に難易度は比較的高いようである。前出法令 の条文を当たってみると、試験には筆記試験と口頭試験があり、筆記試験の題 材はポルトガル語から外国語への翻訳が文学作品、外国語からポルトガル語へ の翻訳が実務文書とされていることがわかる。

ブラジルでは、国内で官公庁に提出する書類が外国語で書かれたものでありながら、翻訳の添付がない場合には効力を有しないため、役所や裁判所に提出する外国語の書類の翻訳は全て公証翻訳人の管轄となる。ただし、その他の用途の場合には、公証翻訳人に限られない。さらに日本との大きな相違点として次の2点がある。各公証翻訳人は自身の翻訳した訳文を1部、登録帳に全て永久保存しなければならない。これにより、同一の訳文が再度必要となった顧客の利便が図られている。公証翻訳人が死亡または廃業する場合には、この登録帳を商業登記所に納めることになっており、事務所がなくなっても顧客はこの利便を保障されている。また、翻訳文に異議があった場合には、法律上、5人程度の委員で審議することとなっており、実際にはあまりないが、公証翻訳人

は誤訳の責任を問われ得る。我が国においても、外国語文書は官公庁において 翻訳文なしでその効力を持つことがない点については同じだが、誰が翻訳した ものであるかは問われず、ブラジルの公証翻訳のようなしっかりとした制度は 確立されていない。日本では、多くの場合、添付する翻訳文の末尾に翻訳者が 署名捺印すれば足り、翻訳者の能力は担保されておらず、翻訳の真正が保障さ れているとは言い難い。また、翻訳者に翻訳文の保存義務はなく、翻訳文に異 議があった場合の対処についても決まったルールはない。

翻訳については以上に述べたとおりだが、通訳においてはどうだろうか。ブラジルでの法廷通訳は民事訴訟の場合は公証翻訳人が行い、刑事訴訟の場合はこの限りではない。民事事件では弁護人が裁判所に対して、通訳人が必要である旨と指名を希望する者を申し立てることができ、このとき弁護人は商業登記所の公証翻訳人から指名する。裁判所は通常、弁護人の指名依頼を受けるが、誰からも通訳人が必要である旨の申立がないときには裁判所が指名することとなる。刑事訴訟の場合は、公証翻訳人に限らず、裁判所に登録している通訳人名簿から選任することも多い。裁判所が持つ通訳人名簿への登載については無試験であり、いつでも登録ができる。ただし判事と親戚関係にある者の登録は認められていない。またブラジルでは通訳人の紹介を在ブラジルの各国領事館に求めることもある。

ブラジルの新しい流れとして、一部の言語において召喚状程度の簡単な文書翻訳に google の翻訳を使用するという点があげられる。ヨーロッパ言語であれば機械翻訳の精度もある程度期待でき、内部で訳文のチェックが可能なマンパワーもあるからだそうだ。それでも判決文のような重要な翻訳は専門家に翻訳を依頼し、また機械翻訳の精度が落ちるポルトガル語とかけ離れた言語やチェックする人材がいない特殊言語については、やはり全てを専門家に依頼する。

通訳が必要な被告人ないし証人の母国語の通訳を用意できなくとも、英語が理解できる者の場合には英語で公判を行うことがある。これは日本においてもアフリカ系の少数言語の者の場合などでは同様である。一方、刑事事件において日本のように捜査と公判で同じ通訳を使わないという決まりはなく、ブラジルでは同一人が捜査通訳と法廷通訳を行うこと自体は問題にならないようであ

る。警察の捜査では誰が诵訳をしても構わない。日本の場合、捜査通訳は警察 段階と検察段階があり、ここでも特殊な言語で致し方ない場合を除いて、基本 的には同一人が通訳することはない。しかしブラジルでは通常、捜査権限は警 察のみにあり、基本的に検察が捜査をすることはなく、必要に応じて警察に出 向く程度であるため、検察の通訳というものは存在しないことになる。

ここで、ブラジルの警察組織について簡単に触れておきたい。ブラジルの警 察には連邦警察 (Polícia Federal)、州文民警察 (Polícia Civil)、州軍警察 (Polícia Militar)の3種がある。連邦警察は複数州にまたがる犯罪の捜査や国境警備、 その他政治や社会秩序に対する犯罪等を扱い、文民警察は連邦警察が管轄しな い司法警察業務を、軍警察は行政警察業務を管轄する。外国人被疑者の取調べ においては通訳を付けなければ無効となるため、あらゆる手段で通訳可能な者 を確保する。捜査の通訳は無償なので、ここで公証翻訳人が出てくる例はまず ない。在ブラジルの当該国の領事館に通訳の紹介を依頼する、もしくはその国 からの移民の集住地域に通訳の協力を依頼するなどして通訳を任命するが、日 本と違って、本人の家族でも通訳として認められる。文民警察の観光支援特別 警察署(Delegacia Especial de Apoio ao Turismo)の語学ができる警察官が通訳に 当たることもある。この観光警察とは、リオデジャネイロ州から始まったもの で、観光地の多い他の州にも広がっており、文民警察と軍警察にそれぞれあっ て、異なる役割をもつ。観光客が事件に巻き込まれないよう警らを行うのが軍 観光警察(Batalhão de Policiamento em Áreas Turísticas)の主な業務で、それに加 え、外国人であれブラジル人であれ、現行犯を発見した場合は逮捕する。被害 者がブラジル人の場合には取調べのため犯罪地を管轄する文民警察の警察署へ 引渡し、外国人が被害に遭った事件の被疑者を確保した場合には、文民警察観 光支援特別警察署へ引渡す。つまり、文民観光警察の主な業務は被害者が外国 人である事件の捜査、取調べである。

全体としての印象は、ブラジルにおける翻訳については、試験によって認定 された者のみが行うことができる公証翻訳制度が古くから法によって確立され ているため、厳格さが維持されていると感じられたのに対し、通訳については 公証翻訳人を使う場面も一部あるものの、大半においては領事館頼みであった り、家族に至るまで誰にでも無償で通訳をさせて済ませているという緩やかな

感が否めなかった。それに対し、我が国では诵訳にも翻訳にも資格認定がなく、 翻訳であれば家族も含め誰でもよい緩やかさなのに対し、通訳については知人 にさせてはいけないとか、捜査や公判の各段階で別々の通訳を立てる等の厳格 さがある。ただし、我が国では誤訳問題や資格制度化など、法務通訳を取り巻 く環境は議論が多い一方で、今回の調査の限りにおいては、ブラジルの法務通 訳・翻訳制度の現状に対して議論になっている点があるという声は聞こえてこ なかった。もちろん両国の警察組織などに違いがあり、一概には言うことはで きないが、日本はブラジルから何を学べるだろうか。根底にある国内の外国人 の存在に対する意識の違いに注目したい。アメリカに並ぶほどの移民国家でも あるブラジルと、国の総人口の98%以上が日本人であり、外国人の大量流入は 1990年代の入管法改正以降という日本では外国人に対する意識が当然異なる。 公証翻訳人認定制度を規定する法成立の早さや、観光警察といった組織の存在 をみても、ブラジルという国家が自国内にいる外国人に対して、世界的に見て も早い時期から、とても高い意識を持っていることは明らかである。ブラジル も日本も通訳に関しては、ともに厳格な制度を持っていないが、そこでうまく 柔軟な対応を可能にしているのがブラジル、そこが議論の種になるのが日本と いった印象がある。もちろん、ブラジルの柔軟な法務通訳制度は、できるだけ 迅速な捜査や手続きを可能にする一方で、裏を返せば厳格さを欠いているとも 言える。これに対し、日本は国家として、外国人のための法務通訳という問題 に対する関心が低く、対応が遅れているという印象が持たれるのではないだろ うか。厳格であろうとすることは重要だが、時に外国人の利益のために柔軟な 対応が可能となるような幅も必要だろう。たとえ、外国人登録者の割合がほん の数%であったとしても、法務通訳・翻訳は多くの場面で、人の一生を左右し 得る重要な問題である。この問題において我々日本人が意識を高める上で、日 本はブラジルから「外国人に対する意識 | や「柔軟な姿勢 | など学ぶべきとこ ろがあるのではないだろうか。